



大館市公告第 39 号

公 告

令和 7 年 9 月 30 日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を森林経営管理法第 8 条の規定により取り消したため、同法第 9 条の規定により公告する。

令和 7 年 1 0 月 1 0 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班／小班	地目	面積 (ha)	備考
集 R4-58	大館市早口字木津沢中岱 5 番 9	29/29	山林	0.52	
	大館市早口字木津沢中岱 4 番 1	29/18,20	山林	0.23	

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

所有者と本市との合意により